

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則に基づき、母子家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、医療費の助成を行う。 北谷町は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 受給者証交付申請書(現況届含む)の受理、審査及び決定 (2) 助成金支給申請書の受理、審査及び支給 (3) 資格変更・喪失届の受理、審査及び決定 (4) 受給者及び扶養義務者の所得状況確認
③システムの名称	1 ひとり親医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子及び父子家庭等医療費受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第2項 2 北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表の2の項 (情報提供の根拠) ・なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 子ども家庭課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムにアクセスできる職員を最低限の人数にしており、アクセスIDとパスワードは情報政策課が管理している。アクセスする際は情報政策課担当職員に依頼してアクセスしてもらっており自由にシステムを利用できないようになっている。離席時のログアウトを徹底し、情報政策課担当職員も確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	II 1 いつ時点の計数か	2016/9/29	2017/6/7	事後	
平成29年7月18日	II 2 いつ時点の計数か	2016/9/29	2017/6/7	事後	
平成30年10月1日	I 1 ②事務の概要	当時は、北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び行政手続における特定	北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例及び北谷町母子及び父子家庭等	事後	
平成30年10月1日	I 3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1 番号法第9条第2項 2 北谷町行政手続における特定の個人を識	事後	
平成30年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	2017/6/7	2018/8/21	事後	
平成30年10月1日	II 2 いつ時点の計数か	2017/6/7	2018/8/21	事後	
令和1年6月17日	I 5 ②所属長の役職名	子ども家庭課長 与儀 司	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月17日	II 1 いつ時点の計数か	2018/8/21	2019/4/26	事後	
令和1年6月17日	II 2 いつ時点の計数か	2018/8/21	2019/4/26	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	項目内容追加	事後	
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	2019/4/26	2020/9/4	事後	
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	2019/4/26	2020/9/4	事後	
令和4年1月26日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	
令和8年1月21日	I 3 法令上の根拠	別表第1の2の項	別表の2の項	事後	
令和8年1月21日	I 4 ②法令上の根拠	別表第1の2の項	別表の2の項	事後	
令和8年1月21日	I 7 請求先	沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和8年1月21日	I 8 連絡先	沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和8年1月21日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	
令和8年1月21日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	
令和8年1月21日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年9月4日時点	令和8年1月21日時点	事後	
令和8年1月21日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年9月4日時点	令和8年1月21日時点	事後	